

## 令和6年江南市議会9月定例会議案目録

令和6年8月28日

議案第55号	江南市教育委員会委員の任命について	P	3
議案第56号	江南市都市公園条例の一部改正について	P	7
議案第57号	江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	10
議案第58号	江南市水道事業給水条例の一部改正について	P	13
議案第59号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	18
議案第60号	江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について	P	23
議案第61号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	P	26
議案第62号	財産の無償貸付について	P	29
議案第63号	令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）	P	37
議案第64号	令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	P	79
議案第65号	令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P	87
議案第66号	令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について	P	98
議案第67号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	99
議案第68号	令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	P	100

議案第69号	令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	P	101
議案第70号	令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	P	102
議案第71号	令和5年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	P	103
議案第72号	令和5年度江南市下水道事業会計決算認定について	P	104
報告第5号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	105
報告第6号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	108
報告第7号	令和5年度江南市一般会計継続費精算報告書について	P	111
報告第8号	令和5年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	113
報告第9号	令和5年度江南市健全化判断比率報告書について	P	127
報告第10号	令和5年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について	P	132
報告第11号	令和5年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について	P	137

令和6年議案第55号

江南市教育委員会委員の任命について

下記の者を江南市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 後藤 鎮全

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会委員 後藤鎮全氏が令和6年9月30日任期満了するので、後任の者を任命する必要があるからであります。

## 後藤鎮全履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市教育委員会委員名簿

(令和6年8月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	後藤 鎮全		自令和 2年10月 1日 至令和 6年 9月30日
	藤田 佐知子		自令和 3年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	山田 茂美		自令和 4年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	岩田 正武		自令和 5年10月 1日 至令和 9年 9月30日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の

1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和6年議案第56号

江南市都市公園条例の一部改正について

江南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、改正する必要があるからであります。

## 江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

江南市都市公園条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 布袋下山公園の項中「江南市布袋下山町東134番地（仮換地江南布袋南部土地区画整理事業18街区）」を「江南市布袋下山町東1401番地」に改める。

### 附 則

この条例は、尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から施行する。



(参 考)

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新		旧	
(都市公園の設置等)			
第2条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。			
2 (略)			
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
都市公園		都市公園	
名称	位置	名称	位置
木賀公園の項～久昌寺跡公園の項 (略)		木賀公園の項～久昌寺跡公園の項 (略)	
布袋下山公園	<u>江南市布袋下山町東1401番地</u>	布袋下山公園	<u>江南市布袋下山町東134番地(仮換地江南布袋南部土地区画整理事業18街区)</u>

令和6年議案第57号

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、布袋駅西自転車等駐車場を廃止するため、改正する必要があるからであります。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表布袋駅西自転車等駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(案) の新旧対照表

新		旧	
(設置)			
第2条 (略)			
2 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北野自転車等駐車場の項～江南駅北自転車等駐車場の項	(略)	北野自転車等駐車場の項～江南駅北自転車等駐車場の項	(略)
		<u>布袋駅西自転車等</u> <u>駐車場</u>	<u>江南市布袋町西布</u> <u>68番地</u>
江南駅北第三自転車等駐車場の項	(略)	江南駅北第三自転車等駐車場の項	(略)

令和6年議案第58号

江南市水道事業給水条例の一部改正について

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金の改定を行う必要があるからであります。

## 江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業給水条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表一般用官公署用営業用湯屋用の項中「605円」を「726円」に、「770円」を「924円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「2,200円」を「2,640円」に、「3,300円」を「3,960円」に、「5,500円」を「6,600円」に、「11,000円」を「13,200円」に、「33,000円」を「39,600円」に、「77円」を「85.8円」に、「110円」を「118.8円」に、「176円」を「184.8円」に、「198円」を「206.8円」に、「231円」を「239.8円」に改め、同表臨時用の項中「297円」を「324.5円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日前から継続して供給している水道の使用で、同日前までの使用水量に係る料金が含まれる場合については、改正後の江南市水道事業給水条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				旧				
(料金)								
第25条 料金は、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。								
別表(第25条関係)				別表(第25条関係)				
水道料金				水道料金				
用途	料金の メーター の口径	基本料金		従量料金1立方メートルにつき	用途	料金の メーター の口径	基本料金	
		メーター	料金 (1月につき)				メーター	料金 (1月につき)
一般 用 官 公 署 用 営 業 用 湯 屋 用	13 ミリ	<u>726円</u>		10立方メートル以下 <u>85.8円</u>	一般 用 官 公 署 用 営 業 用 湯 屋 用	13 ミリ	<u>605円</u>	10立方メートル以下 <u>77円</u>
	20 ミリ	<u>924円</u>		10立方メートルを超え20立方メートル以下 <u>118.8円</u>		20 ミリ	<u>770円</u>	10立方メートルを超え20立方メートル以下 <u>110円</u>
	25 ミリ	<u>1,320円</u>		20立方メートルを超え40立方メートル以下 <u>184.8円</u>		25 ミリ	<u>1,100円</u>	20立方メートルを超え40立方メートル以下 <u>176円</u>
	40 ミリ	<u>2,640円</u>		40立方メートルを超え80立方メートル以下 <u>206.8円</u>		40 ミリ	<u>2,200円</u>	40立方メートルを超え80立方メートル以下 <u>198円</u>
	50 ミリ	<u>3,960円</u>		80立方メートルを超えるもの <u>239.8円</u>		50 ミリ	<u>3,300円</u>	80立方メートルを超えるもの <u>231円</u>
	75 ミリ	<u>6,600円</u>				75 ミリ	<u>5,500円</u>	
	100 ミリ	<u>13,200円</u>				100 ミリ	<u>11,000円</u>	

新			旧		
	メー ト ル	<u>円</u>		メー ト ル	<u>円</u>
	150ミ リ	<u>39,600</u>		150ミ リ	<u>33,000</u>
	メー ト ル	<u>円</u>		メー ト ル	<u>円</u>
臨 時 用	1立方メートルにつき <u>324.5円</u>		臨 時 用	1立方メートルにつき <u>297円</u>	



(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の概要

水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金を令和7年4月1日より改定するものです。

別表（新）

料金 用途	基本料金(1月につき)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
	メーターの口径	料金		
一般用	13mm	726円	0m <sup>3</sup> 超～10m <sup>3</sup> 以下	85.8円
官公署用	20mm	924円	10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> 以下	118.8円
営業用	25mm	1,320円	20m <sup>3</sup> 超～40m <sup>3</sup> 以下	184.8円
湯屋用	40mm	2,640円	40m <sup>3</sup> 超～80m <sup>3</sup> 以下	206.8円
	50mm	3,960円	80m <sup>3</sup> 超	239.8円
	75mm	6,600円		
	100mm	13,200円		
	150mm	39,600円		
臨時用	1m <sup>3</sup> につき 324.5円			

別表（旧）

料金 用途	基本料金(1月につき)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
	メーターの口径	料金		
一般用	13mm	605円	0m <sup>3</sup> 超～10m <sup>3</sup> 以下	77円
官公署用	20mm	770円	10m <sup>3</sup> 超～20m <sup>3</sup> 以下	110円
営業用	25mm	1,100円	20m <sup>3</sup> 超～40m <sup>3</sup> 以下	176円
湯屋用	40mm	2,200円	40m <sup>3</sup> 超～80m <sup>3</sup> 以下	198円
	50mm	3,300円	80m <sup>3</sup> 超	231円
	75mm	5,500円		
	100mm	11,000円		
	150mm	33,000円		
臨時用	1m <sup>3</sup> につき 297円			

令和6年議案第59号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「同法附則第2条第1項」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			旧		
(個人番号の利用範囲)					
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3及び4 (略)</p>					
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1の項～14の項 (略)			1の項～14の項 (略)		
15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉	15 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉

新		旧	
則で定めるもの	<p>手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下</p>	則で定めるもの	<p>手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

新			旧		
		「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			
16の項～46の項 (略)			16の項～46の項 (略)		

令和6年議案第60号

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、100歳以上で10本以上の歯を保っている住民を対象とした表彰制度を創設することに伴い、改正する必要があるからであります。

## 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び」を「、」に改め、「9018表彰」の次に「及び10010特別表彰」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(参 考)

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <small>はちまるにいまる</small> 8 0 2 0 運動 8020表彰、<u>9018表彰及び10010特別表彰</u>を目指し、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <small>はちまるにいまる</small> 8 0 2 0 運動 8020表彰<u>及び</u>9018表彰を目指し、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動をいう。</p>

令和6年議案第61号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

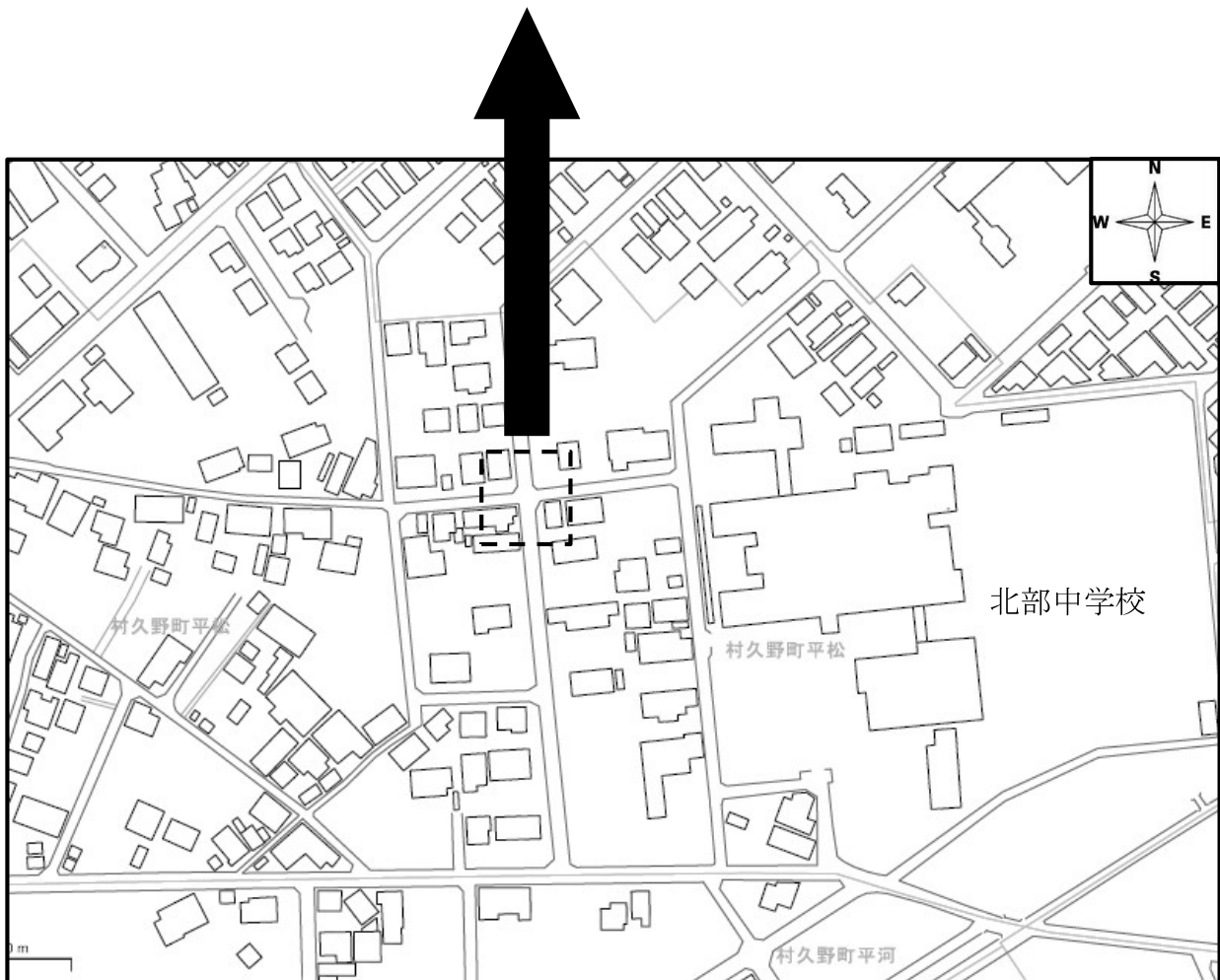
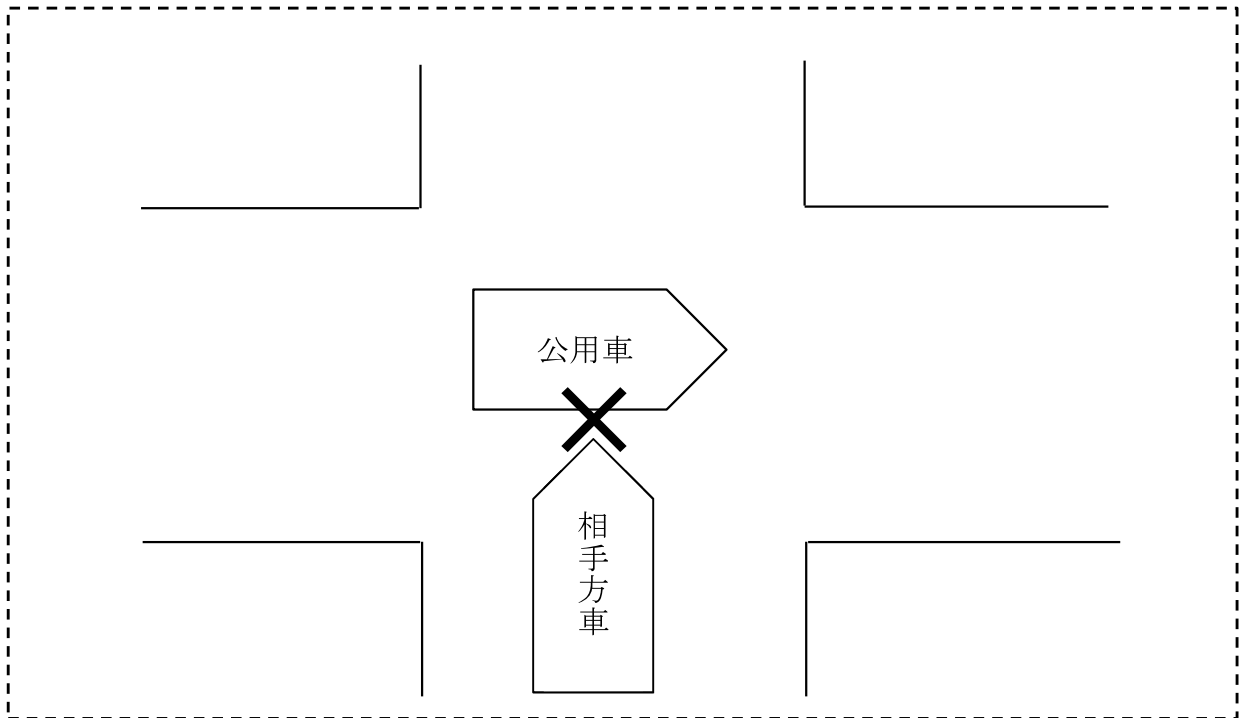
この案を提出するのは、令和6年4月3日江南市村久野町地内において、派遣労働者が交通事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書

事故発生日時	令和6年4月3日 午前11時10分頃	
事故発生場所	江南市村久野町平松185番地5 東側十字路	
当事者(甲)	江南市	運転者 秘書人事課 公益社団法人愛知県シルバー人材センター 連合会 江南市事務所 派遣労働者
当事者(乙)	相手方	運転者 市外在住 女性
事故の状況	広報配布ルートの事前確認のため走行中、信号のない十字路において、公用車の右側側面と相手方車両の前方が出合い頭に衝突したものの。	
和解の内容	<p>1. 双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 損害額 甲 金 627,000円 乙 金 1,083,181円</p> <p>(2) 過失割合 甲 40% 乙 60%</p> <p>甲は、乙に対し、金433,272円を賠償するものとする。 乙は、甲に対し、金376,200円を賠償するものとする。</p> <p>2. また、乙は、甲に対し、上記1の376,200円のほかに、乙の対物超過特約による賠償金として26,400円を法律上の損害賠償額とは別に負担するものとする。</p> <p>3. その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。</p>	
賠償金額	車両修繕費 金 433,272円	

(参 考)

事故現場説明図（江南市村久野町平松 1 8 5 番地 5 東側十字路）



令和6年議案第62号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 貸付の目的 江南市立あずま保育園及び江南市立中央保育園の統合保育所を、民間事業者が民設民営方式により整備、運営するため
- 2 貸付の相手方 広島市西区庚午中一丁目7番24号  
株式会社アイグラン  
代表取締役 橋本 雅文
- 3 貸付内容 土地の無償貸付
- 4 貸し付ける財産  
    (種類)           (所在)                           (地目)           (地積)  
    土地           江南市石枕町神明82番 宅 地           4, 154.74㎡
- 5 貸付の期間 令和6年11月1日から令和18年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市立あずま保育園及び江南市立中央保育園の統合保育所を整備する民間事業者が、長期にわたり安定した保育所運営をするため、必要があるからであります。

公有財産使用貸借仮契約書



貸付人江南市と借受人株式会社アイグランとは、次の条項により公有財産の使用貸借契約を締結する。



(使用貸借の根拠)

第1条 貸付人は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、次条に掲げる物件を借受人に無償で貸し付ける。

(貸借物件)

第2条 貸借物件は、次のとおりとする。

所在及び地番	地目	数量	備考
江南市石枕町神明82番	宅地	4,154.74 m <sup>2</sup>	

2 貸付人は、貸借物件に存する防災行政無線屋外拡声子局を、自らの費用において令和6年11月30日までに撤去するものとする。

(指定用途)

第3条 借受人は、貸借物件を江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項に基づき貸付人に提出した計画に定める用途（以下「指定用途」という。）に自ら供しなければならない。

(指定期日)

第4条 借受人は、貸借物件について、令和8年4月1日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供しなければならない。

2 借受人は、引渡しの日から指定期日までの期間、貸付人の承認を得ないで貸借物件を指定用途以外の用途に供してはならない。

3 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

(貸借期間)

第5条 貸借期間は、令和6年11月1日から令和18年3月31日までとする。

2 貸付人及び借受人は、前項の貸借期間の満了する1年前までに、当該期間の満了後の貸借物件の貸借に係る対価、期間その他の条件について協議するものとする。

3 貸付人及び借受人は、前項の協議により決定した事項を約するために必要な契約の締結その他の措置を講じるものとする。

(物件の引渡し)

第6条 貸付人は、前条第1項に定める貸借期間の初日に本物件を借受人に引き渡し  
たものとする。

(引渡義務等)

第7条 貸付人は、使用貸借の目的物を、使用貸借の目的として特定した時の状態で  
引き渡すことを約したものとし、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただ  
し、特定した時の状態で引き渡したことにより、使用貸借の目的に供することがで  
きない場合は、借受人は契約解除の協議の申入れをすることができる。

(用途指定の変更)

第8条 借受人は、貸借物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第3  
条から第5条までに定める用途指定を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な  
理由及び変更後の計画を記載した書面をもって貸付人の承認を受けなければならない。  
い。

2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

3 貸付人は、第1項の申請があった場合において、その内容が次の各号に掲げる区  
分に応じ、当該各号に定めるものに該当するものに限り、承認するものとする。

(1) 指定用途の変更 次のいずれかに該当するもの

ア 変更後の用途の公共性、公益性その他の性質を勘案し、貸付人にとって従前  
の条件より有利であると認められるもの

イ 借受人が、変更後の用途に供する期間に応じ、江南市公有財産規則第25条  
第2項本文及び第3項の規定の例により算定した額に、当該用途の公共性、公  
益性その他の性質を勘案し貸付人が定める割合を乗じて得た額を貸付人に一時  
に支払うことにより、当該変更が、社会的、経済的及び公共的活動に与える損害  
をおおむね補填することができるものと認められるもの

(2) 貸借期間の変更(前号に掲げるものを除き、1月以上の短縮を伴うものに限る。)

借受人が、短縮に係る期間に応じ、江南市公有財産規則第25条第2項本文及び  
第3項の規定の例により算定した額を貸付人に一時に支払うことにより、当該変  
更が、社会的、経済的及び公共的活動に与える損害をおおむね補填することがで  
きると認められるもの

(3) 指定期日の変更(前2号に掲げるものを除き、1月以上の延期を伴うものに限

る。) 借受人が、延期に係る期間に応じ、江南市公有財産規則第25条第2項本  
文及び第3項の規定の例により算定した額を貸付人に一時に支払うことにより、  
当該変更が、社会的、経済的及び公共的活動に与える損害をおおむね補填するこ

とができると認められるもの

(4) 指定用途又は指定期日若しくは貸借期間の変更(前各号に掲げるものを除く。)

当該変更による影響が軽微と認められるもの

4 前3項の規定は、第1項(この項において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を受けた場合について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 借受人は、貸借物件の使用権を譲渡し、若しくは転貸し、又は貸付人の承認を得ないで、借受人が設置した物件を使用目的を超えて第三者に使用させてはならない。

(物件の保全義務等)

第10条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって貸借物件の維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸借物件が借受人の故意又は過失によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第11条 貸付人は、第3条から第5条までに規定する用途指定(第8条第1項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により変更されたものを含む。以下同じ。)の履行状況又は第9条に規定する権利譲渡等の状況を確認するため必要があると認めるときは、実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 借受人は、この契約締結の日から第5条第1項に定める貸借期間の満了の日までの間、毎年度終了後3月以内に、貸借物件において実施する事業における保育等(通常保育以外の事業を含む。)の状況、収支状況を記載した事業報告書を作成し、次の各号に掲げる書類を添えて貸付人に提出しなければならない。

(1) 前会計年度末における法人の貸借対照表

(2) 前会計年度の法人の収支計算書又は損益計算書

(3) 前会計年度末における法人の積立金・積立資産明細書

(4) 貸借物件について権利の設定又は当該物件上に所在する建物等の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料

3 借受人は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ



若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 借受人は、この契約締結の日から第5条第1項に定める貸借期間の満了の日までの間に、次の各号に掲げる規定に定める義務に違反したときは、当該各号に定める金額を合計した額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

(1) 第4条第2項及び第8条第1項 違反の内容に応じ第8条第3項各号に定める額

(2) 第9条 違反の内容に応じ第8条第3項各号の例により算定した額

(3) 前条第3項 江南市公有財産規則第25条第2項本文及び第3項の規定の例により算定した額の1月分に相当する額

2 前項に定める違約金は、第8条第3項各号の規定により支払う額及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務、法若しくは法に基づいてする命令又はこれらに基づいてなす処分に違反した場合において、他の方法により運営の適正を期しがたいときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 貸付人は、貸借物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するほか、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

るとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 貸借物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

4 貸付人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより借受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

5 借受人は、貸付人が第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、貸付人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(借受人の原状回復)

第14条 借受人は、第5条第1項に定める貸借期間が満了し、又は前条の規定により契約を解除されたときは、貸付人の指定する期日までに、貸借物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が貸借物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償等)

第15条 借受人は、この契約に定める義務に違反したことにより貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、第5条第1項に規定する貸借期間の満了又は第13条の規定による契約の解除により貸借物件を返還する場合において、前条の規定に違反したときは、指定した期日の翌日から貸借物件の返還の日までの期間について、江南市公有財産規則第25条第2項本文及び第3項の規定の例により算定した額の損害金を貸付人に支払わなければならない。

3 借受人は、第13条第2項の規定により契約を解除された場合において、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づき、解除により生じた損失について、その補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第16条 借受人は、第5条第1項に規定する貸借期間の満了又は第13条の規定による契約の解除により貸借物件を返還するときは、借受人が支出した必要費及び有益費等が現存している場合でも、貸付人に対しその償還等の請求をすることができ

ない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、借受人の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第18条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸借物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 この契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、江南市の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

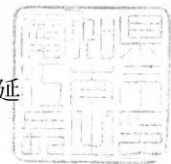
(契約の成立)

第20条 この契約は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自その1通を保有する。

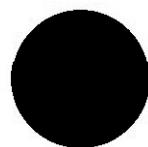
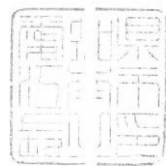
令和6年8月19日

貸付人 住 所 江南市赤童子町大堀90番地  
氏 名 江南市  
代表者 市長 澤田 和延



借受人 住 所 広島市西区庚午中一丁目7番24号  
氏 名 株式会社 アイグラ  
代表取締役 橋本 雅





令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,086,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,392,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 既定の債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 既定の地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 13,044,740	千円 106,731	千円 13,151,471
	1市 民 税	6,112,707	106,731	6,219,438
10地方特例交付金		573,619	10,617	584,236
	1地方特例交付金	573,619	10,617	584,236
11地方交付税		4,668,000	26,138	4,694,138
	1地方交付税	4,668,000	26,138	4,694,138
15国庫支出金		5,798,661	70,782	5,869,443
	1国庫負担金	3,727,144	44,412	3,771,556
	2国庫補助金	231,359	15,849	247,208
	4国庫交付金	1,817,541	10,521	1,828,062
16県支出金		2,617,360	1,604	2,618,964
	2県補助金	750,432	1,604	752,036
19繰入金		368,435	164,772	533,207
	1基金繰入金	368,435	164,491	532,926
	2特別会計繰入金		281	281
20繰越金		350,000	690,176	1,040,176
	1繰越金	350,000	690,176	1,040,176
21諸収入		1,313,094	176,129	1,489,223
	5雑入	1,065,434	176,129	1,241,563
22市債		1,067,000	△160,600	906,400
	1市債	1,067,000	△160,600	906,400
歳入合計		33,306,105	1,086,349	34,392,454

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,087,248	千円 544,713	千円 3,631,961
	1 総 務 管 理 費	2,435,272	544,199	2,979,471
	2 徴 税 費	423,569	514	424,083
3 民 生 費		17,381,059	145,532	17,526,591
	1 社 会 福 祉 費	8,469,678	57,074	8,526,752
	2 児 童 福 祉 費	6,662,552	76,240	6,738,792
	3 生 活 保 護 費	2,227,912	12,218	2,240,130
4 衛 生 費		2,707,036	253,850	2,960,886
	1 保 健 衛 生 費	858,977	232,925	1,091,902
	2 清 掃 費	1,846,923	20,925	1,867,848
6 農 林 水 産 業 費		220,245	44	220,289
	1 農 業 費	220,243	44	220,287
7 商 工 費		399,766	4,180	403,946
	1 商 工 費	399,766	4,180	403,946
8 土 木 費		2,469,715	70,626	2,540,341
	1 土 木 管 理 費	183,632	6,416	190,048
	2 道 路 橋 り よ う 費	684,079	55,577	739,656
	3 河 川 費	245,124	548	245,672
	4 都 市 計 画 費	739,333	8,085	747,418
9 消 防 費		1,147,073	21,783	1,168,856
	1 消 防 費	1,147,073	21,783	1,168,856
10 教 育 費		2,981,957	45,621	3,027,578
	1 教 育 総 務 費	445,030	8,705	453,735
	2 小 学 校 費	580,364	25,971	606,335
	3 中 学 校 費	362,860	10,945	373,805
歳 出 合 計		33,306,105	1,086,349	34,392,454

## 第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
6 農林水 産業費	1 農業費	農業振興 地域整備 計画改定 事業	10,164	令和6年度	5,456	9,130	令和6年度	4,900
				令和7年度	4,708		令和7年度	4,230

## 第3表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業	29,777
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	4,081
		学校施設空調設備整備事業	21,890
	3 中学校費	学校施設空調設備整備事業	10,945

## 第4表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
防災行政無線改修事業	令和6年度～令和7年度	499,657



## 第5表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空調設備整備事業(小学校)	21,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
空調設備整備事業(中学校)	10,900			

[単位:千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園整備事業	13,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	41,400	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
臨時財政対策債	323,400				102,100			
計	1,067,000				906,400			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 13,044,740	千円 106,731	千円 13,151,471
10 地方特例交付金	573,619	10,617	584,236
11 地方交付税	4,668,000	26,138	4,694,138
15 国庫支出金	5,798,661	70,782	5,869,443
16 県支出金	2,617,360	1,604	2,618,964
19 繰入金	368,435	164,772	533,207
20 繰越金	350,000	690,176	1,040,176
21 諸収入	1,313,094	176,129	1,489,223
22 市債	1,067,000	△160,600	906,400
歳入合計	33,306,105	1,086,349	34,392,454

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,087,248	千円 544,713	千円 3,631,961
3 民生費	17,381,059	145,532	17,526,591
4 衛生費	2,707,036	253,850	2,960,886
6 農林水産業費	220,245	44	220,289
7 商工費	399,766	4,180	403,946
8 土木費	2,469,715	70,626	2,540,341
9 消防費	1,147,073	21,783	1,168,856
10 教育費	2,981,957	45,621	3,027,578
歳出合計	33,306,105	1,086,349	34,392,454

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
15,849		522	528,342
7,313	24,400	381	113,438
44,412		115,502	93,936
			44
			4,180
4,812			65,814
			21,783
	36,300		9,321
72,386	60,700	116,405	836,858

## 2 歳 入

1 款 市税  
1 5 款 国庫支出金

1 0 款 地方特例交付金

1 1 款 地方交付税

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	13,044,740	106,731	13,151,471
	1 市民税	6,112,707	106,731	6,219,438
	1 個人	5,516,274	106,731	5,623,005
10	地方特例交付金	573,619	10,617	584,236
	1 地方特例交付金	573,619	10,617	584,236
	1 地方特例交付金	573,619	10,617	584,236
11	地方交付税	4,668,000	26,138	4,694,138
	1 地方交付税	4,668,000	26,138	4,694,138
	1 地方交付税	4,668,000	26,138	4,694,138
15	国庫支出金	5,798,661	70,782	5,869,443
	1 国庫負担金	3,727,144	44,412	3,771,556
	2 衛生費国庫負担金	3,108	44,412	47,520
	2 国庫補助金	231,359	15,849	247,208
	1 総務費国庫補助金	42,745	15,849	58,594
	4 国庫交付金	1,817,541	10,521	1,828,062
	2 民生費交付金	1,694,884	7,313	1,702,197
	4 土木費交付金	29,286	3,208	32,494

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	106,731	[税務課] 所得割
1 地方特例 交付金	10,617	[財政課] 地方特例交付金
1 地方交付税	26,138	[財政課] 普通交付税
1 保健衛生費 負担金	44,412	[健康づくり課] 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
1 総務管理費 補助金	15,849	[企画課] 地方創生支援事業費補助金 10,000,000円×10/10 11,699,000円×1/2
3 社会福祉費 交付金	7,313	[介護保険課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 7,313,000円×10/10
1 土木管理費 交付金	3,208	[建築課] 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

歳 入

16款 県支出金  
21款 諸収入

19款 繰入金

20款 繰越金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
16	県支出金	2,617,360	1,604	2,618,964
	2 県補助金	750,432	1,604	752,036
	5 土木費県補助金	25,565	1,604	27,169
19	繰入金	368,435	164,772	533,207
	1 基金繰入金	368,435	164,491	532,926
	1 基金繰入金	368,435	164,491	532,926
	2 特別会計繰入金		281	281
	1 特別会計繰入金		281	281
20	繰越金	350,000	690,176	1,040,176
	1 繰越金	350,000	690,176	1,040,176
	1 繰越金	350,000	690,176	1,040,176
21	諸収入	1,313,094	176,129	1,489,223
	5 雑入	1,065,434	176,129	1,241,563
	2 雑入	1,065,180	116,405	1,181,585
	3 過年度収入		59,724	59,724

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 土木管理費補助金	1,604	[建築課] 民間木造住宅耐震診断費補助金 354 民間木造住宅耐震改修費補助金 1,250
1 基金繰入金	164,491	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金
1 特別会計繰入金	281	[介護保険課] 介護保険特別会計繰入金
1 前年度繰越金	690,176	[財政課] 前年度繰越金
11 雑入	116,405	[総務課] 交通事故損害賠償金 402 自動車損害共済災害共済金 120 [こども未来課] 登記費用実費徴収金 381 [健康づくり課] 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 115,502
1 過年度収入	59,724	[介護保険課] 令和5年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金 587 令和5年度分低所得者保険料軽減県費負担金精算金 293 [ふくし支援課] 令和5年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金 219 令和5年度分障害者自立支援医療給付費県費負担金精算金 109

歳 入

2 1 款 諸収入

2 2 款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
22	市債		1,067,000	△160,600	906,400
	1	市債	1,067,000	△160,600	906,400
		2 民生債	273,900	24,400	298,300
		7 教育債	168,900	36,300	205,200
		8 臨時財政対策債	323,400	△221,300	102,100
		計	33,306,105	1,086,349	34,392,454



節		説明	明
区分	金額		
		令和5年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金	2,162
		令和5年度分障害者自立支援給付費国庫負担金精算金	17,344
		令和5年度分障害者自立支援給付費県費負担金精算金	8,672
		令和5年度分障害児通所給付費国庫負担金精算金	18,584
		令和5年度分障害児通所給付費県費負担金精算金	9,292
		[こども未来課]	
		令和5年度分児童手当費国庫負担金精算金	1,076
		令和5年度分子ども・子育て支援施設等利用給付費国庫交付金精算金	584
		令和5年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金	323
		[子育て支援課]	
		令和5年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金	361
		令和5年度分地域生活支援事業費国庫補助金精算金	60
		令和5年度分地域生活支援事業費県費補助金精算金	30
		令和5年度分母子生活支援施設措置費国庫負担金精算金	19
		令和5年度分母子生活支援施設措置費県費負担金精算金	9
2 児童福祉債	24,400	[こども未来課] 保育園整備事業債	
1 小学校債	25,400	[教育課] 保育園整備事業債 空調設備整備事業債（小学校）	3,600 21,800
2 中学校債	10,900	[教育課] 空調設備整備事業債（中学校）	
1 臨時財政対策債	△221,300	[財政課] 臨時財政対策債	

### 3 歳 出

2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	785,798	21,754	807,552	15,849			5,905	8旅 費	68
								10需用費	100
								12委託料	21,432
								17備 品 購 入 費	154
3 市 民 生活費	35,547	299	35,846				299	12委託料	299
5 財政費	253,921	520,089	774,010				520,089	24積立金	520,089
6 行 政 事務費	297,807	2,057	299,864			522	1,535	10需用費	671
								11役 務 費	1,386
8 防 災 安全費	225,961		225,961						
計	2,435,272	544,199	2,979,471	15,849		522	527,828		

2-1-2 企画費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔政策決定支援事業〕	21,754		
・SDGs未来都市計画推進事業			
8 旅費	68	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★
普通旅費			
10 需用費	100		〈特定財源〉
消耗品費			国 15,849千円 10,000,000円×10/10
一般事業用			11,699,000円×1/2
12 委託料	21,432		
業務委託料			目的 令和6年5月に選定された「SDGs未来都市」及び
17 備品購入費	154		「自治体SDGsモデル事業」の推進
バックパネル			内容 SDGsに資する取り組みの普及啓発活動及び自治体SDGsモデル事業の実施
〔消費生活事業〕	299		
・消費生活啓発事業			
12 委託料			補正後1,301,000円－補正前1,002,000円
開催委託料			
〔財政調整基金管理事業〕	520,089		
24 積立金			地方財政法第7条第1項による剰余金の積立
江南市財政調整基金積立金			前年度純繰越額1,040,176,132円×1/2以上
〔文書管理事業〕	1,386		
11 役務費			補正後10,936,000円－補正前9,550,000円
郵便料			
〔公用車管理事業〕	671		
・公用車運行管理事業			
10 需用費			〈特定財源〉
修繕料			そ 402千円 交通事故損害賠償金
自動車			そ 120千円 自動車損害共済災害共済金
			補正後2,976,000円－補正前2,305,000円
〔防災行政無線整備等事業〕			
・防災行政無線改修事業			★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
			防災行政無線更新に係る債務負担行為
			期間 令和6年度～令和7年度
			限度額 499,657千円

歳 出  
 2 款 総務費  
 2 項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 収納費	162,016	514	162,530				514	11 役務費	514
計	423,569	514	424,083				514		

3 款 民生費  
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地域 福祉費	575,897	3,858	579,755				3,858	22 償還金、 利子及び 割引料	3,858

2-2-2 収納費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	21	
〔滞納市税等訪問徴収事業〕		
・訪問徴収事業		
11 役務費		補正後122,000円－補正前101,000円
郵便料		
	421	
〔滞納者対策事業〕		
・納税督促事業	192	
11 役務費		補正後1,517,000円－補正前1,325,000円
郵便料		
	229	
・納税催告事業		
11 役務費		補正後1,898,000円－補正前1,669,000円
郵便料		
	68	
〔滞納処分事業〕		
11 役務費		補正後535,000円－補正前467,000円
郵便料		
	4	
〔納税相談事業〕		
11 役務費		補正後16,000円－補正前12,000円
郵便料		

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	2,331	
〔生活困窮者住居確保給付金給付事業〕		
22 償還金、利子及び引料		令和5年度分
生活困窮者住居確保給付費国庫負担金返納金		
	1,527	
〔生活困窮者自立相談支援事業〕		
・生活困窮者自立相談支援事業	1,363	
22 償還金、利子及び引料		令和5年度分
生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返納金		

歳出  
3款 民生費  
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 介護 保険費	1,333,473	7,313	1,340,786	7,313				18負担金、 補助及び 交付金	7,313
3 障害者 福祉費	3,370,832	105	3,370,937				105	22償還金、 利子及び 割引料	105
4 社会 保障費	3,148,304	45,798	3,194,102				45,798	18負担金、 補助及び 交付金	45,798
計	8,469,678	57,074	8,526,752	7,313			49,761		

3款 民生費  
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	5,553,540	75,953	5,629,493		24,400	381	51,172	12委託料	42,149
								13使用料 及び 賃借料	545

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
・ 就労準備支援事業	164	令和5年度分	
22 償還金、利子及び割引料 生活困窮者就労準備支援等事業費 国庫補助金返納金			
〔介護施設等整備費補助事業〕	7,313	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金		〈特定財源〉 国 7,313千円 7,313,000円×10/10	
		目的 介護施設整備の支援 内容 事業者に対する整備費の補助	
〔障害者手当等支給事業〕	105	令和5年度分	
・ 特別障害者手当等支給事業			
22 償還金、利子及び割引料 特別障害者手当等給付費国庫負担 金返納金			
〔後期高齢者医療支援事業〕	45,798	令和5年度分	
・ 療養給付事業			
18 負担金、補助及び交付金 療養給付費負担金			

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔子育て支援施設整備等事業〕	50,381		
・ 保育園整備事業	7,403	布袋北保育園駐車場	
14 工事請負費 送迎用駐車場整備工事費（布袋北 ）			

歳 出  
 3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								14工 事 請 負 費	8,613
								22償還金、 利子及び 割 引 料	24,646



3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
・ 保育園改修（空調設備）事業	5,775		
12 委託料	4,565	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
設計委託料			
14 工事請負費	1,210	宮田南保育園	
空調設備設置工事費		空調設備（設計）	
		個別空調設備（工事）	
・ 保育園（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業	37,203		
12 委託料		★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
地質調査委託料	5,489		
設計委託料	29,777	〈特定財源〉	
嘱託登記委託料	1,937	地 24,400千円	
		補正後42,111,000円×90%－補正前14,897,000円×90%	
		繰越明許費	
		29,777千円	
〔子育て支援施設維持事業〕	545		
・ 保育園維持事業			
13 使用料及び賃借料		宮田南保育園	
空調設備借上料		個別空調設備	
〔子ども・子育て支援給付事業〕	10,371		
・ 特定教育・保育等事業	8,448		
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分	
子どものための教育・保育給付費	6,185		
国庫交付金返納金			
子どものための教育・保育給付費	2,263		
県費負担金返納金			
・ 特定子ども・子育て支援等事業	1,923		
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分	
子ども・子育て支援国庫交付金返納金	1,891		
子ども・子育て支援施設等利用給付費県費負担金返納金	32		
〔児童・遺児手当等事業〕	1,532		
・ 児童扶養手当事業	415		
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分	
児童扶養手当支給費国庫負担金返納金			
・ 児童手当事業	1,117		
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分	
児童手当費県費負担金返納金			

歳 出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2子育て 支援費	305,070	287	305,357				287	22償還金、 利子及び 割引料	287
計	6,662,552	76,240	6,738,792		24,400	381	51,459		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業〕</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金返納金</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金返納金</p>	10,540	令和5年度分	
<p>〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>母子・父子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金返納金</p>	2,203	令和5年度分	
<p>〔子ども・子育て支援施設整備促進事業〕</p> <p>12 委託料</p> <p>嘱託登記委託料</p>	381	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★	<p>〈特定財源〉</p> <p>そ 381千円 登記費用実費徴収金</p> <p>目的 病児保育施設及び児童発達支援事業所の新設支援</p> <p>内容 施設の建設に伴う分筆</p>
<p>〔ファミリー・サポート・センター事業〕</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>子ども・子育て支援国庫交付金返納金</p>	54	令和5年度分	
<p>〔要保護児童対策事業〕</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金</p>	135	令和5年度分	
<p>〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕</p> <p>・こども家庭センター（児童福祉）運営事業</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返納金</p>	98	令和5年度分	

歳出  
 3款 民生費  
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生活 保護費	2,227,912	12,218	2,240,130				12,218	22償還金、 利子及び 割引料	12,218
計	2,227,912	12,218	2,240,130				12,218		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>〔生活保護事業〕</b>	<b>8,019</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分
生活保護医療扶助費国庫負担金返納金	4,858	
生活保護生活等扶助費国庫負担金返納金	2,480	
生活保護費国庫補助金返納金	73	
生活保護費県費負担金返納金	608	
<b>〔生活保護システム改修事業〕</b>	<b>3,757</b>	
・生活保護システム改修事業	<b>506</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分
生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返納金		
・医療扶助オンライン資格確認導入事業	<b>3,251</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分
社会保障・税番号制度システム整備費等国庫補助金返納金		
<b>〔被保護者就労支援事業〕</b>	<b>142</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分
被保護者就労支援事業費国庫負担金返納金		
<b>〔住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業〕</b>	<b>200</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金返納金		
<b>〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業〕</b>	<b>100</b>	
22 償還金、利子及び割引料		令和4年度分
子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金返納金		

歳出  
4款 衛生費  
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 健康 づくり費	829,829	232,925	1,062,754	44,412		115,502	73,011	11 役務費	29
								12 委託料	185,649
								19 扶助費	44,696
								22 償還金、 利子及び 割引料	2,551

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔予防接種事業〕</b>	<b>230,863</b>	
	・ 予防接種事業		
11	役務費	29	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	広域予防接種支払事務手数料		
12	委託料	185,649	〈特定財源〉
	予防接種委託料	185,419	国 44,412千円
	予防接種済者入力委託料	230	補正後45,081,000円×10/10－補正前669,000円×10/10
19	扶助費	44,696	そ 115,502千円 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業
	予防接種給付費	279	助成金
	予防接種健康被害者給付費	44,412	
	予防接種健康被害者見舞金	5	
22	償還金、利子及び割引料	489	新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施、予防接種健康被害者給付費等の給付
	疾病予防対策事業費等国庫補助金返納金		
			広域予防接種支払事務手数料 補正後103,000円－補正前74,000円
			予防接種委託料 補正後459,795,000円－補正前274,376,000円
			予防接種済者入力委託料 補正後845,000円－補正前615,000円
			予防接種給付費 補正後1,744,000円－補正前1,465,000円
			予防接種健康被害者給付費 補正後45,081,000円－補正前669,000円
			予防接種健康被害者見舞金 補正後10,000円－補正前5,000円
			疾病予防対策事業費等国庫補助金返納金 令和5年度分
	<b>〔母子健康管理事業〕</b>	<b>903</b>	
22	償還金、利子及び割引料		令和5年度分
	母子保健衛生費国庫補助金返納金		
	<b>〔母子保健事業〕</b>	<b>25</b>	
	・ 母子保健事業		
22	償還金、利子及び割引料		令和5年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
	<b>〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕</b>	<b>246</b>	
	・ こども家庭センター（母子保健）運営事業		
22	償還金、利子及び割引料		令和5年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金	184	
	母子保健衛生費国庫補助金返納金	62	

歳 出  
 4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	858,977	232,925	1,091,902	44,412		115,502	73,011		

4 款 衛生費  
 2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,846,923	20,925	1,867,848				20,925	18負担金、 補助及び 交付金	20,925
計	1,846,923	20,925	1,867,848				20,925		



4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	888	
〔養育医療給付事業〕		
22 償還金、利子及び割引料		令和5年度分
未熟児養育医療給付費国庫負担金	434	
返納金		
未熟児養育医療給付費県費負担金	454	
返納金		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	20,925	
〔尾張北部環境組合関係事業〕		
・新ごみ処理施設建設事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
18 負担金、補助及び交付金		新ごみ処理施設建設費負担金
新ごみ処理施設建設費負担金		補正後370,898,000円×40.201%
		－補正前318,847,000円×40.201%

歳 出  
 6款 農林水産業費  
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	220,243	44	220,287				44	12委託料	△556
								18負担金、 補助及び 交付金	600
計	220,243	44	220,287				44		

7款 商工費  
 1項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企業 誘致 推進費	39,106	4,180	43,286				4,180	12委託料	4,180
計	399,766	4,180	403,946				4,180		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明										
事	業	備	考									
	△556	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>継続費</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>4,900千円</td> <td>5,456千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>4,230千円</td> <td>4,708千円</td> </tr> </table>			補正後	補正前	令和6年度	4,900千円	5,456千円	令和7年度	4,230千円	4,708千円
	補正後	補正前										
令和6年度	4,900千円	5,456千円										
令和7年度	4,230千円	4,708千円										
	600	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後398,462,000円×10%×3.02%                      -補正前200,000,000円×10%×3.02%</p>										

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	4,180	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p>	

歳 出  
 8 款 土木費  
 1 項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 建 築 指 導 費	82,877	6,416	89,293	4,812			1,604	12委託料	1,416
								18負担金、 補助及び 交付金	5,000
計	183,632	6,416	190,048	4,812			1,604		

8 款 土木費  
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道 路 橋 りょう費	684,079	55,577	739,656				55,577	12委託料	5,577
								14工 事 請 負 費	50,000
計	684,079	55,577	739,656				55,577		

8-1-2 建築指導費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	1,416	社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） 〈特定財源〉 国 708千円 補正後3,776,000円×1/2－補正前2,360,000円×1/2 県 354千円 補正後3,776,000円×1/4－補正前2,360,000円×1/4 補正後3,776,000円－補正前2,360,000円	
【民間木造住宅耐震診断事業】 12 委託料 業務委託料			
	5,000	社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） 〈特定財源〉 国 2,500千円 補正後17,984,000円×1/2－補正前12,984,000円×1/2 県 1,250千円 補正後17,900,000円×1/4－補正前12,900,000円×1/4 補正後17,900,000円－補正前12,900,000円	
【民間木造住宅耐震補強事業】 18 負担金、補助及び交付金 民間木造住宅耐震改修費等補助金			

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	50,000	補正後300,000,000円－補正前250,000,000円	
【道路側溝・舗装等整備事業】 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費			
	5,577	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 交差点改良（設計）	
【道路整備事業（市道北進線）】 12 委託料 設計委託料			

歳 出  
**8 款 土木費**  
**3 項 河川費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	245,124	548	245,672				548	11 役 務 費	1
								12 委 託 料	153
								16 公 有 財 産 購 入 費	373
								21 補 償、 補 填 及 び 賠 償 金	21
計	245,124	548	245,672				548		

**8 款 土木費**  
**4 項 都市計画費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整 備 費	428,281	8,085	436,366				8,085	12 委 託 料	8,085
計	739,333	8,085	747,418				8,085		

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
【河川維持管理事業】	548	嘱託登記委託料 補正後941,000円－補正前788,000円
11 役務費	1	
印鑑証明手数料		
12 委託料	153	
嘱託登記委託料		
16 公有財産購入費	373	
水路用地費		
21 補償、補填及び賠償金	21	
移転補償費		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
【街路整備促進事業】	8,085	
・街路事業促進事業		
12 委託料		
道路概略検討委託料		

歳 出  
 9 款 消防費  
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総務費	308,771	21,783	330,554				21,783	11 役 務 費 86	
								14 工 事 請 負 費 13,804	
								17 備 品 購 入 費 7,860	
								26 公 課 費 33	
計	1,147,073	21,783	1,168,856				21,783		

10 款 教育費  
 1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 放 課 後 児童費	172,008	8,705	180,713				8,705	22 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料 8,705	
計	445,030	8,705	453,735				8,705		



9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔消防車両更新等事業〕</b>	
	<b>21,783</b>	
11	役務費	86 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	自動車損害保険料	11
	自動車リサイクル手数料	18 高規格救急自動車 1台
	新車登録手数料	57
14	工事請負費	13,804 自動車損害保険料
	救急自動車艀装工事費	補正後25,000円ー補正前14,000円
17	備品購入費	7,860 自動車リサイクル手数料
	救急自動車資機材	補正後38,000円ー補正前20,000円
26	公課費	33 新車登録手数料
	自動車重量税	補正後140,000円ー補正前83,000円
		自動車重量税
		補正後214,000円ー補正前181,000円

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕</b>	
	<b>8,705</b>	
	・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）	
22	償還金、利子及び割引料	令和5年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金	

歳 出  
 10款 教育費  
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	580,364	25,971	606,335		25,400		571	12委託料	25,971
計	580,364	25,971	606,335		25,400		571		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	4,081		
<p>〔学校施設整備等事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設整備事業</li> <li>  12 委託料</li> <li>    プール解体工事設計委託料</li> </ul>		<p>〈特定財源〉</p> <p>地 3,600千円 4,081,000円×90%</p> <p>繰越明許費 4,081千円</p>	
	21,890		
<p>〔学校施設空調設備整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12 委託料</li> <li>  設計委託料</li> </ul>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>地 21,800千円 21,890,000円×100%</p> <p>目的 教育環境の改善及び地域防災力の強化</p> <p>内容 学校体育館空調設備の整備</p> <p>小学校10校（設計）</p> <p>繰越明許費 21,890千円</p>	

歳 出  
 10款 教育費  
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	362,860	10,945	373,805		10,900		45	12委託料	10,945
計	362,860	10,945	373,805		10,900		45		

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p><b>〔学校施設空調設備整備事業〕</b>                      12 委託料                      設計委託料</p>	<p>10,945</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉                      地 10,900千円 10,945,000円×100%</p> <p>目的 教育環境の改善及び地域防災力の強化                      内容 学校体育館空調設備の整備</p> <p>中学校5校（設計）</p> <p>繰越明許費                      10,945千円</p>	



令和6年議案第64号

令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,862,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		千円	千円	千円
	1 繰 越 金		99,254	99,254
歳 入 合 計		8,763,403	99,254	8,862,657



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 132	千円 99,254	千円 99,386
	1 基 金 積 立 金	132	99,254	99,386
歳 出 合 計		8,763,403	99,254	8,862,657

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰越金	千円	千円 99,254	千円 99,254
歳入合計	8,763,403	99,254	8,862,657

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 基金積立金	千円 132	千円 99,254	千円 99,386
歳出合計	8,763,403	99,254	8,862,657

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 99,254
			99,254

## 2 歳 入

### 7 款 繰越金

科 目		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項 目			
7	繰越金		99,254	99,254
	1 繰越金		99,254	99,254
	1 その他繰越金		99,254	99,254
	計	8,763,403	99,254	8,862,657

## 3 歳 出

### 5 款 基金積立金 1 項 基金積立金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	132	99,254	99,386				99,254	24積立金	99,254
計	132	99,254	99,386				99,254		

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1	その 繰 越 他 金	99,254	その他繰越金

5-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明	
事		業	
業		備	
業		考	
[保険給付事業] ・国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金積立 金	99,254		



令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,144,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1,971,591	千円 255	千円 1,971,846
	2 国庫補助金	474,119	255	474,374
3 支払基金交付金		2,282,148	4,950	2,287,098
	1 支払基金交付金	2,282,148	4,950	2,287,098
4 県支出金		1,217,520	159	1,217,679
	3 県補助金	62,368	159	62,527
7 繰越金		1	349,288	349,289
	1 繰越金	1	349,288	349,289
歳入合計		8,790,088	354,652	9,144,740



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 609	千円 227,657	千円 228,266
	1 基金積立金	609	227,657	228,266
6 諸支出金		1,500	126,995	128,495
	1 償還金及び還付加算金	1,500	126,714	128,214
	2 繰 出 金		281	281
歳 出 合 計		8,790,088	354,652	9,144,740

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1,971,591	千円 255	千円 1,971,846
3 支払基金交付金	2,282,148	4,950	2,287,098
4 県支出金	1,217,520	159	1,217,679
7 繰越金	1	349,288	349,289
歳入合計	8,790,088	354,652	9,144,740

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 基金積立金	千円 609	千円 227,657	千円 228,266
6 諸支出金	1,500	126,995	128,495
歳出合計	8,790,088	354,652	9,144,740

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 227,657
			126,995
			354,652

## 2 歳 入

2 款 国庫支出金  
7 款 繰越金

3 款 支払基金交付金

4 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1,971,591	255	1,971,846
	2 国庫補助金	474,119	255	474,374
	2 地域支援事業介護 予防・日常生活支 援総合事業費交付 金	58,096	255	58,351
3	支払基金交付金	2,282,148	4,950	2,287,098
	1 支払基金交付金	2,282,148	4,950	2,287,098
	1 介護給付費交付金	2,203,719	4,599	2,208,318
	2 地域支援事業支援 交付金	78,429	351	78,780
4	県支出金	1,217,520	159	1,217,679
	3 県補助金	62,368	159	62,527
	1 地域支援事業介護 予防・日常生活支 援総合事業費交付 金	36,310	159	36,469
7	繰越金	1	349,288	349,289
	1 繰越金	1	349,288	349,289
	1 繰越金	1	349,288	349,289
	計	8,790,088	354,652	9,144,740

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
2 過年度分	255	[介護保険課] 過年度分地域支援事業交付金（介護予防事業）	
2 過年度分	4,599	[介護保険課] 過年度分介護給付費交付金	
2 過年度分	351	[介護保険課] 過年度分地域支援事業支援交付金	
2 過年度分	159	[介護保険課] 過年度分地域支援事業交付金（介護予防事業）	
1 前年度繰越金	349,288	[介護保険課] 前年度繰越金	

### 3 歳 出

3款 基金積立金  
1項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	609	227,657	228,266				227,657	24積立金	227,657
計	609	227,657	228,266				227,657		

6款 諸支出金  
1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金及び還付加算金	1,500	126,714	128,214				126,714	22償還金、 利子及び 割引料	126,714
計	1,500	126,714	128,214				126,714		

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業] ・介護保険事業基金積立事業 24 積立金 江南市介護保険事業基金積立金	227,657		

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護保険財務事務事業] ・介護給付費等返納事業 22 償還金、利子及び割引料	126,714		
介護給付費国庫負担金返納金	71,635	令和4年度分	介護予防・日常生活支援総合事業費国庫補助金返納金
介護給付費県費負担金返納金	51,345		介護予防・日常生活支援総合事業費県費補助金返納金
介護予防・日常生活支援総合事業 費国庫補助金返納金	686		介護予防・日常生活支援総合事業費支払基金交付金返納金
介護予防・日常生活支援総合事業 費県費補助金返納金	429	令和5年度分	
介護予防・日常生活支援総合事業 費支払基金交付金返納金	927		
包括的支援事業・任意事業費国庫 補助金返納金	1,128		
包括的支援事業・任意事業費県費 補助金返納金	564		

歳 出  
 6款 諸支出金  
 2項 繰出金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般 会計 繰出金		281	281				281	27繰出金	281
計		281	281				281		



6-2-1 一般会計繰出金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険財務事務事業] ・一般会計繰出事業 27 繰出金 一般会計繰出金	281	

令和6年議案第66号

令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第67号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第68号

令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第69号

令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第70号

令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第71号

令和5年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和5年度江南市水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度江南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第72号

令和5年度江南市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度江南市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延



令和6年報告第5号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

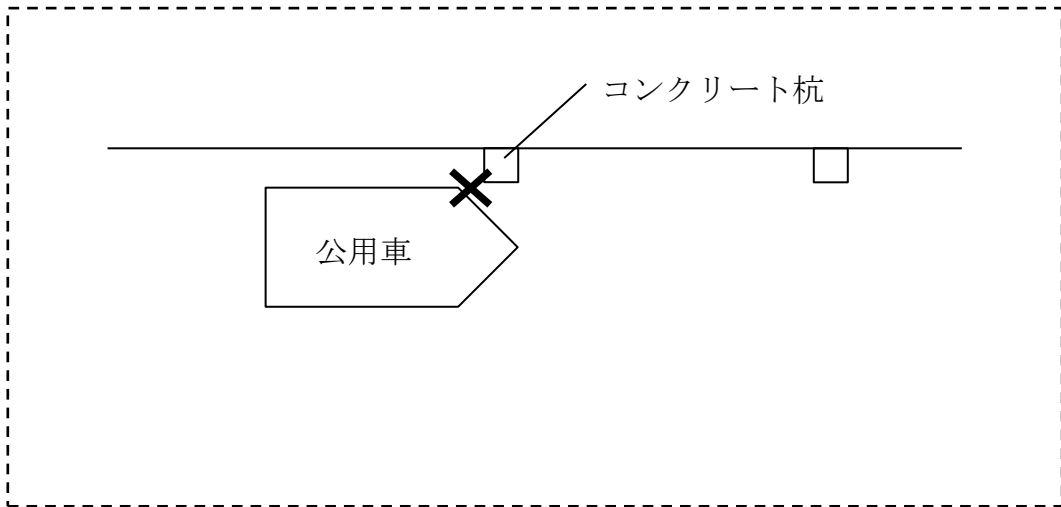
令和6年8月9日

江南市長 澤田 和延

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月11日（火）<br>午後2時ごろ  |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市般若町前山189番地先  |
| 3 | 市側     | 土木課 職員  |
| 4 | 相手方    | 市内在住 男性   |
| 5 | 事故の概要  | 周辺現場状況の確認のため当該箇所の路肩に自動車を停車させようとした際に、左側前輪が民地（畑）の土留板柵のコンクリート杭に接触し破損させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円<br>相手方 金 43,877円   |
| 7 | 過失割合   | 江南市 100%<br>相手方 0%  |
| 8 | 損害賠償額  | 修繕費 金 43,877円   |

(参 考)

事故現場説明図（江南市般若町前山189番地先）



令和6年報告第6号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年専決第1号

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

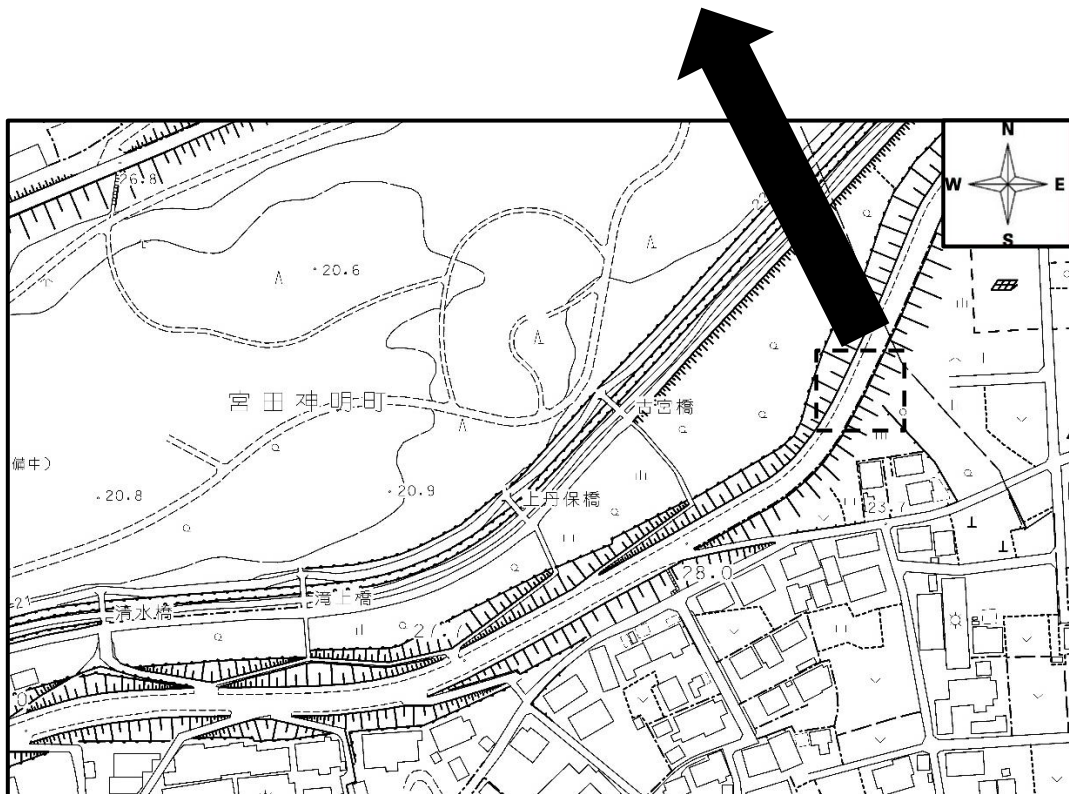
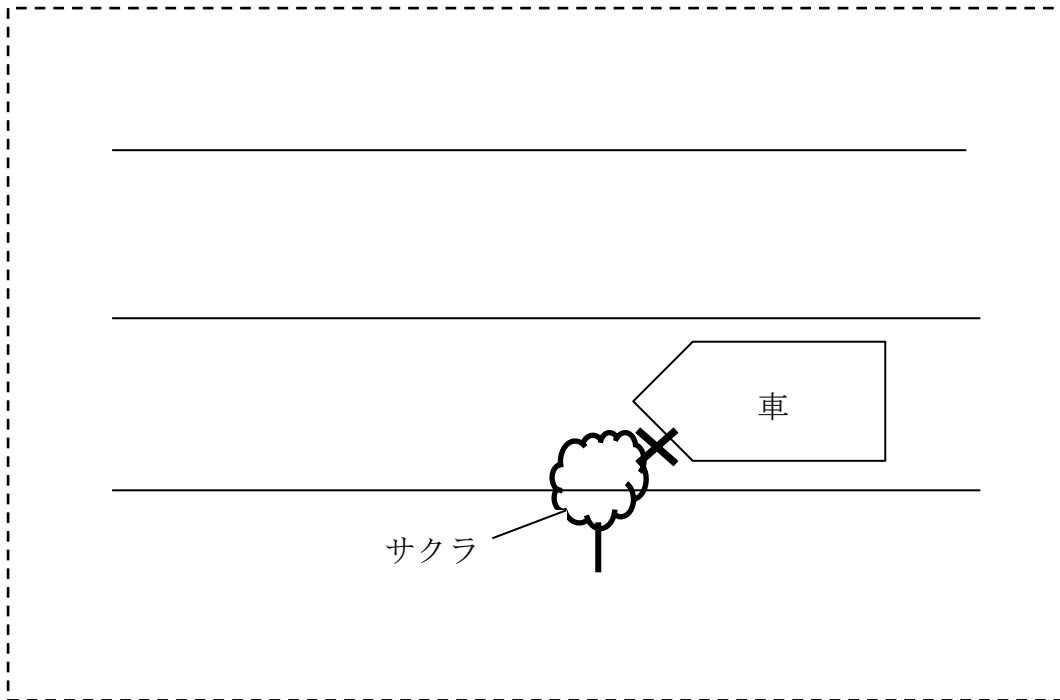
令和6年7月9日

江南市長 澤田 和延

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年5月27日（月）<br>午後4時ごろ                                       |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市宮田神明町天王地内 県道183号線浅井犬山線                                    |
| 3 | 市側     | 生涯学習課  |
| 4 | 相手方    | 市外在住 男性  |
| 5 | 事故の概要  | 県道183号線浅井犬山線を走行中の車両が同道路の堤防に植栽されているサクラの枝に接触し、左フロントドア等が損傷したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円<br>相手方 金 95,370円                                    |
| 7 | 過失割合   | 江南市 60%<br>相手方 40%   |
| 8 | 損害賠償額  | 修繕費 金 57,222円  |

(参 考)

事故現場説明図（江南市宮田神明町天王地内 県道183号線浅井犬山線）



令和6年報告第7号

令和5年度江南市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延





令和6年報告第8号

令和5年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延



## 令和5年度江南市土地開発公社事業報告書

### 庶務に関する事項

#### 1. 理事会の開催

議案番号	件名	開催及び提出年月日	議決年月日
令和5年議案第3号	理事長の選任	令和5年4月10日	令和5年4月10日
令和5年議案第4号 令和5年議案第5号	令和4年度事業報告の認定 令和4年度決算の認定	令和5年5月17日	令和5年5月17日
令和6年議案第1号 令和6年議案第2号 令和6年議案第3号	令和6年度事業計画 令和6年度予算 令和6年度資金計画	令和6年3月21日	令和6年3月21日

#### 2. 監査の実施

開催日	内容	備考
令和5年4月20日	令和4年度決算監査	

令和5年度江南市土地開発公社決算書

令和5年度江南市土地開発公社決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比 べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計			
第1款 事業収益	351,000	0	351,000	313,582	△ 37,418	
第1項 公有地取得事業収益	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
第2項 附帯等事業収益	350,000	0	350,000	313,582	△ 36,418	
第2款 事業外収益	21,000	0	21,000	20,512	△ 488	
第1項 受取利息	1,000	0	1,000	12	△ 988	
第2項 有価証券利息	20,000	0	20,000	20,500	500	
計	372,000	0	372,000	334,094	△ 37,906	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	合 計			
第1款 事業原価	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
第1項 公有地取得事業原価	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
第2款 販売費及び一般管理費	106,000	0	0	106,000	82,950	23,050	
第1項 販売費及び一般管理費	106,000	0	0	106,000	82,950	23,050	
計	107,000	0	0	107,000	82,950	24,050	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	繰 越 額	合 計				
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 借入金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

令和5年度江南市土地開発公社損益計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	0		
(2) 附帯等事業収益	313,582		313,582
2. 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価 (事業総利益)	0		0
			313,582
3. 販売費及び一般管理費			
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	82,950		82,950
			230,632
4. 事業外収益			
(1) 受取利息	12		
(2) 有価証券利息	20,500		20,512
			20,512
当期純利益			251,144

令和5年度江南市土地開発公社貸借対照表  
(令和6年3月31日)

(単位：円)

(資産の部)			
1. 流動資産			
(1) 現金預金	1,347,776		
(2) 公有用地	375,391,172		
(3) 代替地	85,985,182		
			462,724,130
2. 固定資産			
(1) 投資有価証券	10,000,000		
			10,000,000
			472,724,130
			472,724,130
(負債の部)			
1. 流動負債			
(1) 未払金	550		
(2) 短期借入金	0		
			550
2. 固定負債			
(1) 長期借入金	460,295,948		
			460,295,948
			460,296,498
			460,296,498
(資本の部)			
1. 資本金			
(1) 基本財産	10,000,000		
			10,000,000
2. 準備金			
(1) 前期繰越準備金	2,176,488		
(2) 当期純利益	251,144		
			2,427,632
			12,427,632
			472,724,130
			472,724,130

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
公有用地、代替地・・・個別法による原価法。

令和5年度江南市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
その他の事業収入	313,582
人件費支出	△ 11,400
小 計	<u>302,182</u>
利息の受取額	12
有価証券利息の受取額	20,500
法人税等の支払額	△ 71,000
小 計	<u>△ 50,488</u>
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>251,694</u>
2. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	0
借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
3. 現金及び現金同等物増減額	<u>251,694</u>
4. 現金及び現金同等物期首残高	<u>1,096,082</u>
5. 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>1,347,776</u></u>

令和5年度江南市土地開発公社財産目録

(令和6年3月31日)

(単位：円)

区 分		内 訳		金 額
		摘 要	金 額	
(資産の部) 流 動 資 産	現金及び預金	普通預金 三菱UFJ 銀 行	1,347,776	1,347,776
			(㎡)	
	公有用地	7,762.60	375,391,172	
	代 替 地	(㎡) 1,181.60	85,985,182	
	流動資産計			462,724,130
固 定 資 産	投資有価証券	岡山県平成28年度 第2回公募公債		10,000,000
	固定資産計			10,000,000
資 産 の 部 合 計				472,724,130
(負債の部) 流 動 負 債	未 払 金	販売費及び 一般管理費	550	550
		短期借入金		
	流動負債計			550
固 定 負 債	長期借入金	江南市土地開発基金		460,295,948
	固定負債計			460,295,948
負 債 の 部 合 計				460,296,498
差 引 純 資 産				12,427,632



令和5年度江南市土地開発公社預金明細書

(令和6年3月31日)

(単位：円)

区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
普通預金	三菱UFJ銀行	1,347,776	1,347,776
合 計		1,347,776	1,347,776

令和5年度江南市土地開発公社有価証券明細書

(令和6年3月31日)

(単位：円)

区 分	内 訳		摘 要
	摘 要	金 額	
地 方 債	基本財産		
	岡山県平成28年度 第2回公募公債	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和5年度江南市土地開発公社資本金明細書

(令和6年3月31日)

(単位：円)

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基本財産	江南市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

令和5年度江南市土地開発公社借入金明細書

(令和6年3月31日)

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
江南市 土地開発基金	無利息	460,295,948	0	0	460,295,948
合 計		460,295,948	0	0	460,295,948

令和5年度江南市土地開発公社収益費用明細書

収益の部

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
1. 事業収益				313,582	
	1. 公有地取得事業収益			0	
	2. 附帯等事業収益			313,582	
		1. 保有土地賃貸等収益		313,582	
			1. 土地貸付収益	313,582	
2. 事業外収益				20,512	
	1. 受取利息			12	
		1. 受取利息		12	
			1. 受取利息	12	利息
	2. 有価証券利息			20,500	
		1. 有価証券利息		20,500	
			1. 有価証券利息	20,500	岡山県平成28年度第2回公募公債
合 計				334,094	

費用の部

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
1. 事業原価				0	
	1. 公有地取得事業原価			0	
2. 販売費及び一般管理費				82,950	
	1. 販売費及び一般管理費			82,950	
		1. 経費		82,950	
			1. 報酬	11,400	監事報酬 5,700円×2回
			8. 旅費	0	
			10. 需用費	0	
			12. 役務費	550	残高証明書発行手数料
			26. 公租公課	71,000	法人市民税均等割 50,000円 法人県民税均等割 21,000円
合 計				82,950	

令和5年度江南市土地開発公社公有用地造成原価計算書

自 令和 5年4月 1日  
至 令和 6年3月 31日  
(単位：円)

1. 直接費		
(1) 支払利息		0
計		0
<hr/>		
公有用地造成原価		0
前年度末未処分用地	375,391,172	
公有用地売却原価		0
未処分用地	375,391,172	

令和5年度江南市土地開発公社代替地造成原価計算書

自 令和 5年4月 1日  
至 令和 6年3月 31日  
(単位：円)

1. 直接費		
(1) 支払利息		0
計		0
<hr/>		
代替地造成原価		0
前年度末未処分用地	85,985,182	
代替地売却原価		0
未処分用地	85,985,182	

令和5年度 江南市土地開発公社公有用地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	金額	面積	用地・補償費
県道一宮舟津線用地	S54. 6. 11	9,200	2,121.00	65,757,759		
水と緑のふるさとづくり事業用地 (小杣、鹿子島)	H 3. 12. 16 ～	32,150	3,706.21	135,019,641		
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」 (江南緑地公園(木曾川左岸グランド))用地	H 3. 10. 28 ～	31,500	881.61	35,949,249		
江南駅前用地	S46. 1. 7 S58. 5. 28	55,412 251,740	351.78	130,707,751		
江南緑地公園(中般若)用地	H 9. 2. 28	10,000	702.00	7,956,772		
合計			7,762.60	375,391,172		

令和5年度 江南市土地開発公社代替地明細表

事業名	取得年月日	取得時 ㎡単価	期首残高		当期	
			面積	金額	面積	用地・補償費
鉄道高架仮線用地及び代替地	S61. 12. 8	40,000	1,181.60	85,985,182		
合計			1,181.60	85,985,182		

総合計	期首残高		当期	
	面積	金額	面積	用地・補償費
	8,944.20	461,376,354		

(参考) 土地開発基金

事業名
県道一宮舟津線用地
水と緑のふるさとづくり事業用地(小杣・鹿子島)
国営木曾三川公園「江南花卉園芸公園」(江南緑地公園(木曾川左岸グランド))用地
江南駅前用地
江南緑地公園(中般若)用地
鉄道高架仮線用地及び代替地
合計

準備金(内部留保資金)

事業名
県道一宮舟津線用地
合計

令和6年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

増 加 高				当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費・ 測量試験費	諸 経 費	支 払 利 息	計	減 少 高		面 積	金 額
				面 積	金 額		
						2,121.00	65,757,759
						3,706.21	135,019,641
						881.61	35,949,249
						351.78	130,707,751
						702.00	7,956,772
						7,762.60	375,391,172

令和6年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

増 加 高				当 期 減 少 高			期 末 残 高	
工事費・ 測量試験費	諸 経 費	支 払 利 息	計	減 少 高		評 価 減 金 額	面 積	金 額
				面 積	金 額			
							1,181.60	85,985,182
							1,181.60	85,985,182

増 加 高				当 期 減 少 高			期 末 残 高	
工事費・ 測量試験費	諸 経 費	支 払 利 息	計	面 積	金 額	評 価 減 金 額	面 積	金 額

令和6年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
2,086.15	64,677,353					2,086.15	64,677,353
3,706.21	135,019,641					3,706.21	135,019,641
881.61	35,949,249					881.61	35,949,249
351.78	130,707,751					351.78	130,707,751
702.00	7,956,772					702.00	7,956,772
1,181.60	85,985,182					1,181.60	85,985,182
8,909.35	460,295,948					8,909.35	460,295,948

令和6年3月31日現在 (単位: m<sup>2</sup>・円)

期 首 残 高		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高	
面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406
34.85	1,080,406					34.85	1,080,406

令和6年4月18日

江南市土地開発公社

理事長 本多弘樹 様

江南市土地開発公社

監事 向井 由美子

監事 大 棚 正

令和5年度江南市土地開発公社決算及び付属明細書について、監査した結果を次のとおり報告する。

1. 監査対象

令和5年度江南市土地開発公社決算

2. 監査実施日

令和6年4月18日

3. 監査のために提出された書類

事業報告書 決算報告書 損益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書  
財産目録 預金明細書 有価証券明細書 資本金明細書 借入金明細書  
収益費用明細書 公有用地造成原価計算書 代替地造成原価計算書  
公有用地明細表 代替地明細表 総勘定元帳 予算差引簿 仕訳伝票  
公有地台帳 旅行命令簿 残高明細書 借入金台帳

4. 令和5年度江南市土地開発公社決算について監査の結果、会計諸規定に準拠して作成されており、同年度の経営成績及び同年度末日における財政状況が適正に表示されていることを認める。

令和6年報告第9号

令和5年度江南市健全化判断比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和5年度江南市健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 12.47 )	— ( 17.47 )	3.2 ( 25.0 )	— ( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は早期健全化基準を記載する。



6 江監第 26 号  
令和 6 年 8 月 19 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員

倉 知 義 治



江南市監査委員

長 尾 光 春

令和 5 年度江南市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度江南市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度 江南市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和6年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.47 %
② 連結実質赤字比率	—	—	17.47 %
③ 実質公債費比率	3.2 %	3.1 %	25.0 %
④ 将来負担比率	—	—	350.0 %

備考 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和5年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和5年度は赤字となっていないので、良好と認められる。

##### ③ 実質公債費比率について

令和5年度は3.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており良好と認められる。

##### ④ 将来負担比率について

令和5年度は算定されなかったなので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 健全化判断比率の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 20,327,354 \text{ 千円}}$$

※実質赤字比率がない場合は「-」で記載

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額) -----	0 + (0 + 0) =	0 千円
・繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 -----		0 千円
・支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 -----		0 千円
・事業繰延額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 -----		0 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模} \quad 20,327,354 \text{ 千円}}$$

※連結実質赤字比率がない場合は「-」で記載

(連結実質収支額 2,957,633 千円…連結実質赤字額なし)

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 -----		0 千円
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 -----		0 千円
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ---	1,499,110 千円	
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 -----	1,458,523 千円	

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 581,082 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 18,485,810 \text{ 千円}} \quad \text{の3カ年平均}$$

3.2 (%)

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外への特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

【参考】

(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(3年計)	
2.94286 (%)	3.53443 (%)	3.14339 (%)	9.62069 (%)	→ <u>3.2 (%)</u> (3.20690%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \quad 0 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \quad 18,485,810 \text{ 千円}}$$

【-】-18.7

※将来負担比率が算定されない場合は「-」で記載

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

32,198,841 千円・・・(イ～チまで加算したもの)

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 -----	23,590,619 千円
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) -----	0 千円
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 -----	4,629,467 千円
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 -----	0 千円
ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する退職手当要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 -----	3,904,118 千円
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の 当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 -----	74,637 千円
ト 連結実質赤字額 -----	0 千円
チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 -----	0 千円

○将来負担額から控除されるもの 35,673,610 千円・・・(リ～ルまで加算したもの)

リ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金 -----	8,497,536 千円
ヌ 特定財源見込額 -----	4,788,222 千円
うち都市計画税 -----	4,699,460 千円
ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 -----	22,387,852 千円

令和6年報告第10号

令和5年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和5年度江南市水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

6 江 監 第 2 7 号  
令和6年8月19日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 長 尾 光 春



令和5年度江南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度江南市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度 江南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和6年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和5年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 水道事業会計資金不足比率の概要について

$$\begin{array}{l} \text{〔 - 〕} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \end{array} \begin{array}{l} \longrightarrow \\ \longrightarrow \end{array} \begin{array}{l} 0 \text{千円} \\ 1,206,391 \text{千円} \end{array}$$

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{○資金の不足額 (法適用企業)} &= ( \text{イ} ) - ( \text{ロ} ) + ( \text{ハ} ) - ( \text{ニ} ) \\ &= \underline{\Delta 1,327,740 \text{千円}} \end{aligned}$$

(剰余金 1,327,740 千円…資金の不足額なし)

イ	流動負債の額	549,567 千円
ロ	控除企業債等	107,099 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	0 千円
ニ	流動資産の額	1,770,208 千円

$$\begin{aligned} \text{○事業の規模 (法適用企業)} &= ( \text{ホ} ) - ( \text{ヘ} ) \\ &= \underline{1,206,391 \text{千円}} \end{aligned}$$

ホ	営業収益の額	1,230,356 千円
ヘ	受託工事収益の額	23,965 千円



令和6年報告第11号

令和5年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月28日提出

江南市長 澤田 和延

## 令和5年度江南市下水道事業会計資金不足比率報告書

(%)

資金不足比率	備 考
— ( 20.0 )	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 ( )内は経営健全化基準を記載する。

6 江監第 28 号  
令和 6 年 8 月 19 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市監査委員 倉 知 義 治

江南市監査委員 長 尾 光 春



令和 5 年度江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度江南市下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度 江南市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和6年8月8日に実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

#### (2) 個別意見

令和5年度は資金不足となっていないので、良好と認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 下水道事業会計資金不足比率の概要について

〔 - 〕			
資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	→	$\frac{0 \text{ 千円}}{451,567 \text{ 千円}}$

※ 資金不足比率がない場合は「 - 」を記載する

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額（法適用企業）＝（イ）－（ロ）＋（ハ）－（ニ）  
＝ △130,783 千円  
(剰余金 130,783 千円・・・資金の不足額なし)

イ	流動負債の額	1,327,553 千円
ロ	控除企業債等	697,343 千円
ハ	建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高	0 千円
ニ	流動資産の額	760,993 千円

○事業の規模（法適用企業）＝（ホ）－（ヘ）  
＝ 451,567 千円

ホ	営業収益の額	451,567 千円
ヘ	受託工事収益の額	0 千円